

# 告 示

## 埼玉県選管告示第四号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、同年三月二十九日とする。

平成三十一年一月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治